

北九州広域都市計画地区計画の変更(北九州市決定)

都市計画上吉田六丁目地区地区計画を次のように変更する。

名 称	上吉田六丁目地区地区計画		
位 置	北九州市小倉南区上吉田六丁目地内		
面 積	約0.8ha		
地区計画の目標	<p>当地区は、本市の都心小倉駅前市街地の南東約7.5キロメートルに位置し、地区の西側は山門池に隣接した、閑静な住宅適地である。</p> <p>また、地区の北西約300メートルを通る都市計画道路3・2・44－6号5号線は、国道10号バイパスと接続しており交通至便な地区である。</p> <p>このことから、本地区計画は、敷地の細分化を防止するとともに建築行為を適切に誘導し、低層戸建住宅地としての良好な居住環境の形成・保全を目標とする。</p>		
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	恵まれた自然環境を生かした、良好な低層戸建住宅地としての土地利用を図る。	
	地区施設の整備の方針	既存道路との接続を考慮した区画道路を機能的に配置することにより、交通の利便性を確保する。	
	建築物等の整備の方針	低層戸建住宅地としての良好な居住環境を形成するため建築物の用途を制限する他、必要な規制・誘導を図る。	
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物及びこれに付属する建築物以外は建築してはならない。 (1) 建築基準法別表第二(イ)項に掲げる建築物
		建築物の敷地面積の最低限度	160㎡
		建築物等の高さの最高限度	10m
		壁面の位置の制限	<p>道路境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は、1.0mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3.0m以下であること。</p> <p>(2) 物置、車庫その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下であること。</p>

「区域は計画図表示のとおり」

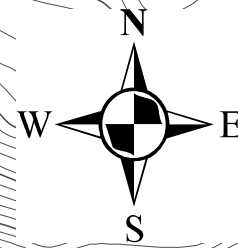
理 由

都市計画区域の変更に伴い、「北九州都市計画」を「北九州広域都市計画」に、「都市計画道路3・2・6号5号線」を「都市計画道路3・2・44－6号5号線」に変更するものである。

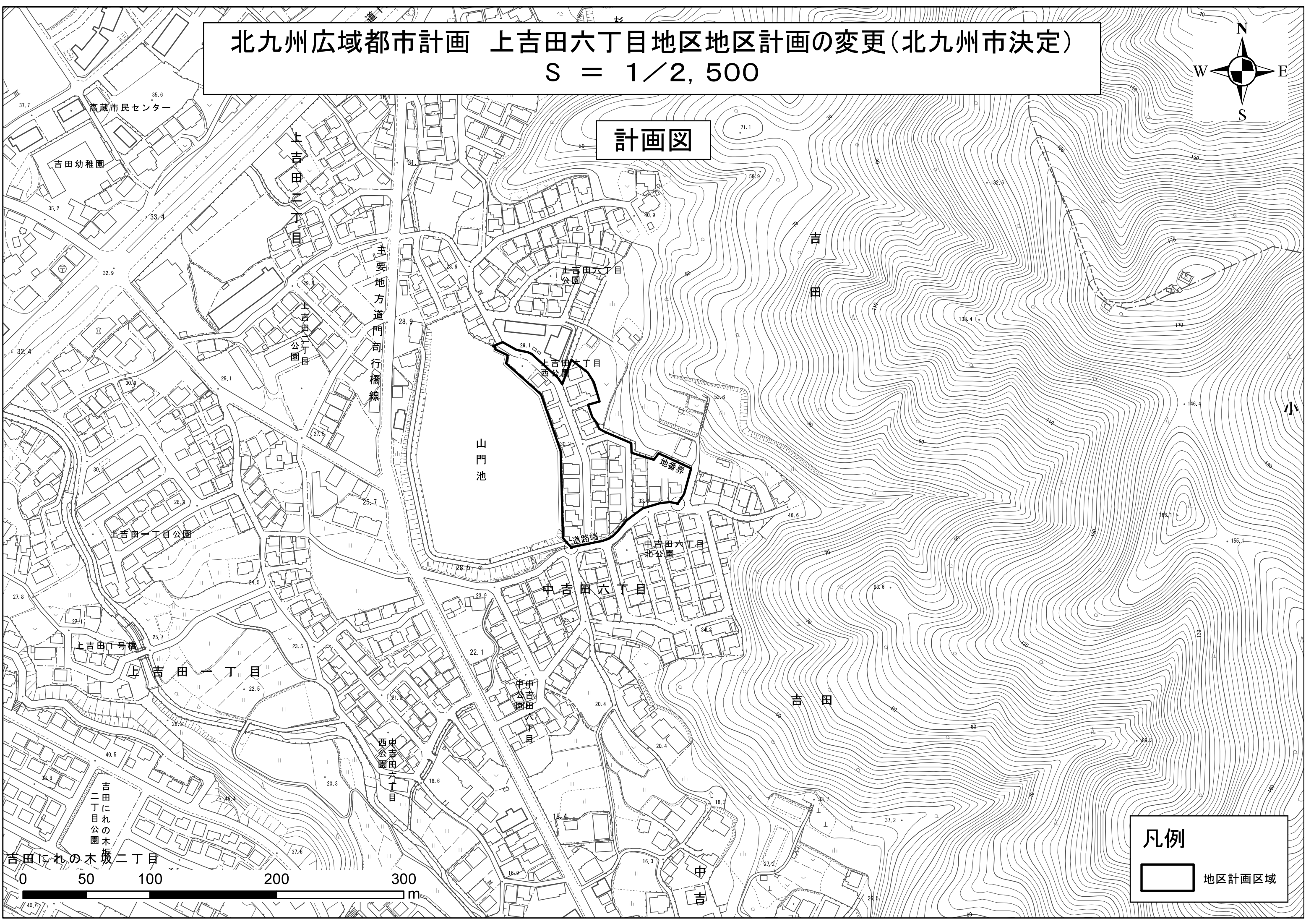
当初：平成元年3月20日告示 第86号 変更(最終)：平成29年1月24日告示 第29－2号

# 北九州広域都市計画 上吉田六丁目地区地区計画の変更(北九州市決定)

S = 1/2,500



## 計画図




主要地方道門前橋線

山門池

地番界

道路端

**凡例**

 地区計画区域

